

# 中国における社会治安政策の展開とその基礎観念

石川英昭

- 1 はじめに
- 2 転換期の中国における社会治安政策の展開
- 3 社会治安総合管理の基礎となる法治観念
- 4 おわりに

## 1 はじめに

本稿は、文革後の改革解放路線にあわせて採られた社会治安総合管理政策の展開過程を素描するとともに、その政策の基礎に存する法治観念の一端を闡明することを目的とする。

現在、中国に於いて様々な問題が噴出していることから、このような考察には、21世紀現在の中国を対象とすることが最も相応しいかもしれない。<sup>\*1</sup>しかし、本稿では、ほぼ1980年代の中国を取り扱っている。やや正確に言えば、所謂改革解放路線への転換点とされる1978年頃から1989年の江沢民路線への継承までの、文革後のいわば転換期の中国である。

考察をこの時期に限定したのは、幾つかの理由がある。一つには、現在の中国の法的現象の正確な研究は、それを政治現象の考察を抜きにして行うことは、確かに、考えられないであろう。しかし、私自身は、そのような現在の中国の「政治的」状況に対して、あまり関心が無いし、またそれを分析する能力が伴わないということがある。また、一般に学的研究では目の前の現状の分析が意義を持つことも多いと思われる<sup>\*2</sup>が、しかし後付け・後追いによって却って見えてくるものもあると考えるからでもある。二つには、私自身の現代中国への関心は、従前の自身の研究<sup>\*3</sup>との連関から、そこにおける法治観念を解明することにある。この目的を達する為に行う考察の対象時期として、まずは、

本稿で「転換期」と呼ぶ1980年代の時期が相応しいと私は考えている。何故なら、この時期は、文革の混乱から脱するために、社会治安についての様々な議論が為された時期であるが、そこには現代中国における法治についての基礎的観念、基本的考え方を窺うことの出来る議論が多く存在しているからである。

以下で、本稿は次のように展開する。先ず2では、転換期中国における社会治安政策の展開の素描を行い、併せて若干の特徴を指摘しておく。続いて3では、この時期の社会治安総合管理の基礎となっている法治観念について論じ、最後に4で、今後の課題に向けてのまとめを行う。

## 2 転換期の中国における社会治安政策の展開

### 2-1

転換期の中国の社会治安政策の展開は、馬結に従えば\*4、大ざっぱには三つの時期に分けることが出来よう。\*5第一期は1978年から1981年頃までの萌芽期であり、第二期は1981年後から1985年頃までの確立期であり、第三期は1986年以後の理論化期である。以下で、それぞれの時期についての素描を行うことにする。

#### 2-1-1 第一期（78-81年）萌芽期

1978年第11期中央委員会第三次全体会議、所謂11期3中全会において、文革及び左傾路線が批判され、社会主義現代化建設、改革開放政策を、党活動の重点政策とすることが決定された。政治的には、ここにおいて党の実権が鄧小平に移り、中国は本格的に改革開放路線を歩み始めることになる。\*6

法制度としては、この時期には、先ず78年に憲法が改正され、所謂「民主と法制」の再建が図られた。しかし、その「民主」ということについては、80年における、大鳴、大放、大弁論、大字報の「四大」権利を定めていた同憲法45条の削除が、その後の「人民民主」の後退を示唆していたことには、注目しておく必要がある。同年には憲法のさらなる全面改正作業が始められ、後に82年憲法として制定されている。又、79年には刑法及び刑事訴訟法が制定されている。\*7

78年の3中全会の意義\*8は、思想的には、毛沢東思想の継承者である華国鋒

の主張した文革を一面で肯定する「二つの全て」論を否定し、鄧小平の主張する「实事求是」論<sup>\*9</sup>が指導的思想となったことである。<sup>\*10</sup>

しかし、法治観念に関連して重要なことは、ここで党内の紀律委員会と行政監督部門が成立し、党及び行政機関内部の監督体制が改めて整えられたことであろう。というのも、このような監督体制は、さらに「民主」の観念とも密接に関連しているからである。即ち、党の民主集中制における権力の集中が、「党の指導」「党の利益」「党の紀律」という様相をとって出現することから、官僚制度の再建こそが、党及び政府内に欠如している「民主」を実現する手段であると考えられたからである。

所謂「人民民主」について言えば、一方でその「人民民主」は法制の強化によって保障されると考えられ、他方で民衆には未だ法治の意識が欠けていると評価されたことから、立法、司法、社会治安、法制宣伝、法学教育、法学研究における、社会主義物質文明と社会主義精神文明との建設が、党及び政府によって推進されることとなった。<sup>\*11</sup>従って、78年末の「北京の春」と呼ばれた民衆による民主化運動が、3中全会以後弾圧されたことに示された政治的状況はさておき、文革期における「民主」主義の欠如と「法制」破壊に対する反省に立った当時の治安の認識には、当初から以上のような「(法治の意識の無い)民衆の統治」という特徴のあったことは、十分に留意されて良からう。

この時期、特に青少年による犯罪が突出した社会問題になっていた。1979年、党中央は、青少年の犯罪問題の報告を受け、全国の党機関に通知を行う。<sup>\*12</sup>ここでは、青少年に対する「四人組」の極左路線の影響、さらにはこれから始まる資本主義国家との交流に伴う生活様式や意識に対する影響が問題とされ、社会主義思想の教育が重視されている。さらに、青少年に対する犯罪予防と少数の重大犯罪青少年への厳罰の方針が示されている。ここには未だ「総合治理(総合管理)」という言葉こそ無いが、総合管理政策の基本的発想を見ることが出来る。<sup>\*13</sup>

1980年になると、鄧小平が諸雑誌で青少年問題に言及し、党中央は全社会的取り組みを唱道することになる。<sup>\*14</sup>ここにおいて、党及び政府が総合管理政策を提示する基礎が出来上がったと言えよう。

## 2-1-2 第二期(81-85年) 確立期

1981年北京、天津、上海、広州、武漢五大都市治安座談会開催の後、社会治安総合管理政策を指示する文書である中共中央[1981]21号文件が出される。<sup>\*15</sup>ここで、大中小都市の治安経験とその基礎研究に基づき、社会治安の総合管理の任務規定が明確化されている。主たる項目は、重大犯罪への厳格な対応、軽微な犯罪の実行者への教育感化の重視、治安管理のための組織の確立、「四人組」の無政府主義、極端な個人主義思想の影響を除くための法制宣伝教育、などである。要点は、一方で当時の社会の治安状況を反映して重大犯罪に対する厳罰の方針が提出されると同時に、他方では基礎研究に基づいた犯罪抑止のための教育と予防策が重視されていることである。総合管理政策は、一般に後者の教育と予防とに目が向けられ、又この政策の要点とされるが、他方で当初から重罪に対する厳罰策がこの政策の柱として立てられていたことにも注目しておかなければならない。

1982年1月党中央「指示」で社会治安総合管理政策が示され、党中央の文件で総合管理の方針が明確に規定される。<sup>\*16</sup>ここでは、青少年問題が当時の重大な社会問題となっていることを受けて、青少年の教育の強化が総合管理政策の中心であることが明確にされている。即ち、先の「四人組」の思想の影響、さらに資本主義自由思想の悪影響が、青少年の犯罪行為の原因であるとされ、従って彼らの犯罪の予防の為に積極的な社会主義道徳やマルクス主義の世界観の教育を通じて順法精神を学ばせる措置が重視されることになった。その具体的な方策は、既に示されている、厳罰と教育であり、実際の治安管理においては様々な「単位」<sup>\*17</sup>の役割が重視されている。

1982年9月中共12回全国代表大会で、党の任務として5年内で社会治安状況を好転させることが提案された。特に、重大刑事犯罪への対処が重視され、厳重な取り締まりと厳罰による方法が採用され、大きな成果を上げたことにより、総合管理政策に於いて、厳罰の方向が主要な位置を占めることになる。

1983年第6回全人大常任委員会第2次会议で社会治安に重大な危害を与える犯罪に関して二つの決定が示される。特に、集団ギャング行為、殺人傷害行為、人身誘拐売買行為、武器爆発物の製造行為等に対しては、死刑を認め、又控訴期間も10日から3日に短縮され、重大犯罪に対する厳罰主義が再確認されてい

る。<sup>\*18</sup>

この時期、以上のような社会治安総合管理政策の実践が続けられ、多くの経験が積み上げられた。

### 2-1-3 第三期（86年-）理論化期

第二期の社会治安総合管理政策の様々な具体的経験を基に、そこに含まれている諸概念を理論的に整理することが求められてくる。特に、中国法学会に対しては、その政策実践に大きな影響を与えている「社会治安総合管理」という概念そのものを明確化することが求められ、1985年から、社会学、政治学、心理学、倫理学等の研究者を集めた、学際的研究として取り組まれ、『中国社会治安総合治理的理論与实践』が提出される。さらに、1986年には、社会治安総合管理政策は、国家によって社会科学重点項目の研究課題とされる。<sup>\*19</sup>

社会治安総合管理政策の前提<sup>\*20</sup>には、次の諸点が存在している。第一には、マルクス主義がある。その弁証唯物主義、歴史唯物主義の世界観と方法論とが、社会犯罪現象の包括的認識を可能にするとされるが、毛沢東の『実践論』『矛盾論』に言う人民内部矛盾問題の処理方法はそれを中国的に転用発展させたものである。第二に、中国における社会主義の進行の現状と実際とを説明する社会主義初級段階論<sup>\*21</sup>がある。即ち、この理論は、「社会主義に犯罪なし」という公式論を否定し、農業中心の為に遅れていた生産力の発展と未発達な商品経済から脱却するための現代化・工業化への移行過程に伴って生じる犯罪の存在という中国特有の社会問題を明らかにする。第三には、人民民主専制原理がある。社会主義商品経済という「一国両制」の新秩序の下で、人民民主専制が新秩序の法制を支えることになる。即ち、社会主義国家では権力は全て人民に属しているし、他方で敵対分子、集団、勢力と対抗するには「専制」<sup>\*22</sup>が必要だからである。第四は、物質文明の建設と精神文明の建設とを一体として捉えることである。即ち、社会治安は精神文明の達成による。しかし、その実現には、それを支える社会的財が増加され、物質的保障が提供されなければならないからである。<sup>\*23</sup>これらの諸点が「総合管理」の思想に反映されていると考えられている。

これを総じて言えば、社会治安総合管理政策の前提には、マルクス・レーニ

ン主義及び毛沢東思想が存在し、そこでは社会主義の優越性が主張される。即ち、社会主義の下では、社会が一体であることから、人民内部には利益の根本的衝突は存在しない。犯罪の根本原因には、二つの側面が存在する。一方では、物質的需要と生産力の矛盾にある。即ち、低い生産力では人々の物質的欲求を満足させられず、犯罪が生じることになる。従って、社会の安定のためには、経済の発展と安定とが必須条件となる。他方で、社会には人民民主制への敵対者が依然として存在する。これらの者に対しては厳重処罰で対応する必要がある、ということになる。つまりは、82年（12月）憲法の「四つの基本原則」に示された鄧小平思想<sup>\*24</sup>が、以上の中国社会政策の基本思想である、と見ることが出来る。

## 2 - 2

以上の社会治安総合管理政策を具体化するためにはその管理体制<sup>\*25</sup>が求められるが、その管理体制論からも、この政策の特徴が見えてくる。

具体的な組織管理機構において、管理主体と考えられているのは、国家と社会、即ち、国家機関、社会团体、及び個人である。その組織は四級三層として示される。四級とは、中央、省市、区県、基層という縦の組織関係であり、上下の職責が明確化される。三層とは職能部門（公安、検察、法院、司法機関）、党委員会や行政諸部門、及び民衆組織や社会团体という三層から成る横の連携関係であるとされる。

しかし、上のような公式的組織関係の整理からは見えてこないが、当初社会治安のもう一つの担い手として重視されていたのは、「家庭」である。<sup>\*26</sup>職能部門は、まだその能力が低く、また党では経済犯罪で党員の占める率が高く、さらに民衆組織や社会团体では問題が幹部から発生することが多く、従って当時はそれらの成員の教育それ自体が急務となっていた。他方、「家庭は社会の細胞」<sup>\*27</sup>であり、「家長の行動が子女の教育である」ことから、家庭が与える青少年への影響は大きく、又犯罪の原因も家庭、婚姻関係に発するものが多いと考えられた。<sup>\*28</sup>それ故、家庭は学校、社会と並ぶ社会治安の防衛線と考えられたのである。<sup>\*29</sup>家庭を教育型、暴君型、放任型に分けると、例えば或る地区では教育型5%前後、暴君型60%、放任型35%となり、後二者の家庭から犯罪子

女の多くを出す結果となることから、家庭の教育水準を上げることが急務であると主張された。<sup>\*30</sup>この「家庭」の強調は、後述の通り、1990年前後からの孔子・儒学の復興<sup>\*31</sup>と相俟って、統治者の思惑と正反対の作用を果たすことになるが、それは本稿の視野の外に出ることになる。<sup>\*32</sup>

### 3 社会治安総合管理の基礎となる法治観念

#### 3-1-1

現代中国における法治観念の変遷を、陳金釗は四期に分けて論じている。それは、即ち、革命法制観、“大民主”法制観、制約法制観、そして社会主義法治観の四つである。<sup>\*33</sup>

革命法制観の時期は、1949年を挟んで二つに時期に分けられるが、前期の法制観は、人民により自己制定された法律を遵守することがその中心的内容であったが、49年以降は、法律はプロレタリア独裁制、労働者階級の利益保護とその敵対者との闘争の為の武器である、ということがその法制観の中心内容となったとされる。<sup>\*34</sup>“大民主”法制観とは、1957年以降の文化大革命の時期の法制観である。この時期は、確かに、法制そのものは破壊された時期であるが、陳氏は法制と法制観とは区別することが可能であるとする。この時期の法制観は不正常な法制思想であるが、大鳴、大放、大弁論、大字報の「四大」権利と連携した、当時の指導者の民主についての理解を基礎にした法制観<sup>\*35</sup>であったとして整理されている。<sup>\*36</sup>制約法制観は、本稿で取り上げる時期にほぼ重なるので、後で若干詳しく紹介する。社会主義法治観とは、正確には、“法に依り国を治め、社会主義法治国家を建設する”という法治観であり、基本的には江沢民指導後の今日の中国の法治観を指している。

#### 3-1-2

本稿の内容にとって最も関連することになるのは、制約法制観である。これについて、陳氏の言うところに従い、まずは言わば中国学者の公式的認識を紹介しよう。<sup>\*37</sup>

この時期、民主政治の建設において、民衆の位置づけが注目されてくる。民主問題は、民主的国家制度をどのように守るかということだけではなく、政府

と人民との相互関係に及んでくるとされ、民主とは一種の権力行使過程であり、多数の管理される側の権利が少数の管理する側の権力に影響を及ぼすことを実現することが認識され、新たな法制観の提出が求められた。82年12回党大会は、党規約において「党は、憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」という原則を確立し、同年12月憲法は、この原則の下に、「各政党は・・全て憲法を基本的活動準則としなければならない」ず、「全て憲法と法律を遵守しなければならない」ず、「如何なる組織或いは個人も憲法と法律を超える特権を持つことは出来ない」と定めた。これらの規定から、陳氏はこれを制約法制観と名付ける。<sup>\*38</sup>

この法制観は、特に文化大革命の教訓を基に、民主観念の変化を背景にして、先の原則は党、国家、人民の共同意思の反映であるとする。そしてその実施は、執政党である共産党が率先しなければならないと指摘する。この原則の意味するところは、党は憲法と法律の制定を指導するのみならず、法律は党の行為に一定の制約を課すということである。この法制観の特色は、どんな主体も全て法律の制約を受ける、というところであり、即ち、法制社会では、法外的特権を享受する主体は存在し得ず、政府機関であっても法律に従わなければならない、従って、法律が公布されると、人民は自らの権利を行使することができ、権力行使に制約を課すことができるようになるのであり、それは、具体的には、《民法通則》(86年)、《行政訴訟法》(89年)、《集会デモ行進示威法》(89年)の制定に示されている、と陳氏は論じる。<sup>\*39</sup>

制約法制観は、人民の権利を保障し、封建的特権思想と戦う武器となる。即ち、人民は法律により、法律の定める範囲内で自己の意思を表明することが出来ることになるのであり、ここには法制に対する党の新しい理解が反映されていると、陳氏は主張する。<sup>\*40</sup>制定された法律にはその実効力の貫徹が求められるとして、法制建設と法律の実効力の貫徹とを同一視し、さらにそこから、この際には、敵対分子の破壊活動を押さえることが重要であると論じ、ここに人民、党、政府に対する法律の上位と人民の民主的権利の保障とが示されていると、陳氏は主張する。<sup>\*41</sup>

以上のような陳氏の理解は、法学理論面で言えば、鄧正来が「法律条文主義」「権利本位論」として整理した理論モデルに符合する。<sup>\*42</sup>しかし、法律を制定

し、人民の権利を擁護すると言っても、図らずも上で陳氏自身が指摘しているように、その権利の保障は言わば「法律の留保」の下である。そうであれば、そこにあるのは、「法の支配」ではなく、「法律による支配」であることになり、その際には、一つには、法律が実際にはどのように作られるのか、二つには、指導者即ち統治する側に「法の支配」を認める意思があるのか、という実質が問われることになる。しかし、前者の法律の実際の作られ方については、国家の最高の権力機関とされる全国人民代表大会（全人大）の代表は、一般市民にとっては二重の間接選挙で選ばれており、さらに実際の立法活動を行う常設機関はその全人大で選ばれた常務委員会であり、従って、立法権は一般人民から手の届かないところに存在している。ここから、即ち、人民の参政権は制限されている、とすることが出来る。後者の統治者の「法の支配」を認める意思については、先ず法律は、共産党にとって、自分たちの決定を実行する手段でしかないし、さらに、黨員については、一般法ではなく、例えば刑事法ではなく、党規が利用される。<sup>\*43</sup>ここから、統治者、指導者には「法の支配」を認める意思が無い、とすることが出来る。

人民の参政権が制限され、指導者に「法の支配」を認めるその意思がない時、<sup>\*44</sup>上記のような陳氏の法制理解が画餅に終わってしまうことは、明白であろう。

### 3-2

中国学者による以上の公式的見解・時代認識に対しては、従って、当然それとは異なった見方が存在する。Corne は、その著書で1978年から1997年の当該著書出版時現在までの期間を論じている。<sup>\*45</sup>そこで扱われる期間は本稿で論じる時期より10年ほど長い、私見によれば1989年からのほぼ10年は、Corne の主張の中では孔子・儒学の復興、経済法・市場経済の展開<sup>\*46</sup>の議論に重なると思われる。従って、以下では、彼の見解・認識を、その点に留意しながら、即ち89年以降に関わる議論は出来るだけ押さえて、さらには可能なときはそのような議論を除外することによって、彼の議論を本稿の議論に副わせるかたちで、紹介して行きたい。

Corne は、改革の期間（1978-1997時現在）を法による合意形成の試みの期

間であったと考える。即ち、この期間では、イデオロギー的に空白となったポスト毛沢東期を近代化イデオロギー即ち四つの近代化で埋めることによって、又法を社会変革の手段として利用することによって、体制構築が図られたからであると論じる。<sup>\*47</sup>このような Corne の見解は、上に論じたことと一致する。

Corne によれば、法と現実との間には距離が存在したが、それは、一般市民の現場では、慣習法が優位し公式法が日常に浸透しないうえ、新法も執行力が無かったからである。<sup>\*48</sup>

法の浸透には、法価値の内面化が重要となるが、現代中国ではそれが実現できていない。Corne は、その理由を、伝統的価値システムの耐久性、新法体制を支える価値の吸収同化融合、中国共産党による旧社会統制システムの存続可能性、に見ている。

第一に、伝統中国では、家族や「関係」の価値が重視されたが、その家族の重要視や「関係」の優先は、現代においては、家族や「単位」による利益の追求に結びつき、従ってそれらの価値の重視は、普遍主義的ルールに繋がらず、<sup>\*49</sup>結果として、家族や縁故の存在によって、一般市民の中へ法が浸透してゆくことは困難なことになってしまっていると、Corne は指摘する。<sup>\*50</sup>

次に、統治者側と一般市民との間には平等観念、正義観念、そして市民的義務観念において、ギャップが存在していると、Corne は指摘する。<sup>\*51</sup>体制側では、階級闘争による平等の実現が前提であり、又、民法の法的平等原理は、行政的に規律された労働関係には拡大されない。<sup>\*52</sup>それに対し、一般市民側では、先述の通り、縁故的家族的関係が法的平等に優先するし、政治的不平等の存在は周知のことである。さらに又、体制側は、一方で、法的形式主義を推進しながら、他方で、裁量を維持しようとする。しかし、これに対し、一方で、民衆は実質的正義の実現を求め、他方では、裁量による政治エリートへの不平等な結果の保全が民衆の懐疑を生み出すことになる。さらに、体制側は、一方では政策を優先させ、他方で公権の場面以外では調停などを用い、柔軟な、しかし恣意的な、アプローチを行う<sup>\*53</sup>が、民衆側には、個人的関係への強権的介入には抵抗がある。

以上のような体制と民衆との間の価値の不一致は、さらには家族価値の再評価は、法的実行（執行）の障害となっていると、Corne は指摘している。

最後に、共産党の規範的強制手段は、元来は、合意を前提とし、社会的サンクションに頼るものであった。しかし、現在は、イデオロギーはもはや効果的ではないが、システムは作用している。即ち、自己利益が中心となった現状では、合意は欠如している、しかし社会的サンクションは作用する、ということになり、その結果、規範価値に矛盾する態度が維持されることになること、Corneは指摘する。<sup>\*54</sup>つまり、規範価値の受容無しに、形式的合法性だけが追求される、という事態であり、それは自ずと脱法行為の日常化に帰結することになるであろう。

以上のCorneの指摘は、(本稿では「転換期」に限定されるが)中国において公式法が日常に浸透しない<sup>\*55</sup>ことの理由の一つが、価値と規範とについての合意の欠如であることを、教えてくれる。即ち、中国では、法は確実(確定)性を提供できないため、民衆は、法に確信を持たず、個人的関係に頼ることになる。法が作られても、民衆には不確実(不確定)性の感情が大きいのであり、それが規範システムの分裂という結果となって現れているのである。<sup>\*56</sup>

又、中国法学者の公式的理解とCorneの現状把握との落差から、「転換期」の中国法学であった法形式主義を強調する「法律条文主義」モデルや建前としての権利を強調する「権利本位論」モデルが現実の中国法の実効力の無さを説明できない、という鄧正来による主張<sup>\*57</sup>の妥当性も確認できよう。

### 3-3

以上から中国における「転換期」の法治観念の特色として我々が理解できることは何であろうか。一つは、そこには「法の支配」ではなく「法律による支配」が存在していることである。二つは、そこでは「価値と規範についての合意」が存在していないことである。そしてこの両者の間には大きな相関が考えられる。と言うのも、上述の通り、前者の「法律による支配」においては、法律の事実上の作られ方如何、及び統治者に「法の支配」を認める意思があるのかどうか、ということが重要であり、それに対する否定的状況が「価値と規範についての合意」の不存在を生み出す一つの要因であることは、明らかだからである。

ところで、しかし、このような事態は「転換期」中国に特有の事態では決し

でない。<sup>\*58</sup>例えば殊に後者の「価値と規範についての合意」については、現在世界の様々な国で困難が生じていることは周知のことであり、我が国も例外ではなかろう。従って、上述の二つが、現代日本においても、特に前者のうちの統治者に「法の支配」を認める意思が存在するのかどうか、及び後者の「合意」が実現されているのかどうか、という点について吟味してみる意義は十分に存在するであろう。

#### 4 おわりに

本稿を終わるに当たって、今後の私自身の研究課題について簡単に述べておきたい。現在、私は、大雑把には、長期的課題と短期的課題とを考えている。

長期的課題は、例えば本稿でも示されたように中国がそうであるように、そこでは何故「法の支配」が成立しないのであろうかという問いに答え、さらにそのような「法の支配」が成立しない地域では一体どうすれば「法の支配」を実現できるのかという実践的問いへの答えを見い出したいと思っている。

「法律による支配」の根底にあるのは、法の道具的理解であろう。アンガーは、そこから「法の支配」という観念へ到達するには、(西洋的)自然法の観念及びグループ多元主義が欠かせないと言う。そしてその自然法観念の根底には現世超越的宗教の存在及び文化的多様性の経験が不可欠であるとも言う。逆に、中国では、その現世超越的宗教が欠けたために、即ち現世的宗教である儒教が支配したために、「法の支配」の観念を生み出せなかったと言う。しかし、私は、「法の支配」の観念を生み出すか否かの分かれ目となるのは、それらの宗教の、或いはその下で成立する神観念の、さらに底に存在している、「対消滅」と「対生成」という、事物理解の根底にある発想法の相違ではないのか、と考えている。即ち、現世超越的宗教、或いは唯一神が基礎としている「対消滅」という理解枠組みと儒教が基礎にしている对待観念を生み出す「対生成」という理解枠組みとの違いである。<sup>\*59</sup>

従って、私の長期的課題は、「対生成」という理解枠組みが法の道具的理解に、従って「法律による支配」に、帰結するのかどうか、もし帰結しないのなら、それでは一体法の道具的理解を生み出す根本因とは何であるのか、又もし帰結するのであるならば、それは何故なのか、或いは如何なる筋道を辿ってな

のか、ということをはっきりさせることである。これが可能となれば、どうすれば「法律による支配」から「法の支配」の実現へと到達できるのかという先の実践的問いへの答えも少しは見えてくるのではないかと予想している。

短期的課題としては、本稿に継続して、一つは、中国における社会治安総合管理をめぐる理論的論争の様々な側面をはっきりさせることであり、二つは、中国における法学と政治との具体的連関をはっきりさせることである。

前者については、本稿2での歴史的叙述から、社会治安総合管理をめぐる、相互に関連しているが独立した複合的論点が存在していたことが明らかになっている。その主たるものは、(1) 法治と人治、(2) 刑罰と教育、(3) 職能人の教育、という論点であり、(1) は毛沢東思想、鄧小平思想<sup>\*60</sup>に関連し、(2) は Corne の指摘した価値合意不在の問題に関連し、又、法学理論の面から言えば、(1) では「権利本位論」が、(3) では「法律条文主義」が、関連してくるであろう。今後、それぞれについてその論争内容を明らかにして行きたい。

後者の、法学と政治との具体的連関については、その一端を、「調解」という中国が誇る具体的制度をめぐる議論を通じて、明らかにしたいと考えている。

- 
- \*1 最近の中国を手早く理解するには、家近亮子・唐亮・松田康博編著『5分野から読み解く現代中国』（晃洋書房、2005年）が、有用である。
  - \*2 拙稿、「中国における法思想史研究の現状と課題」『法制史研究』46号（1996年）は、そのような試みの一つである。
  - \*3 拙著『中国古代礼法思想の研究』（創文社、2003年）。
  - \*4 馬結『中国社会治安綜合治理研究』95頁以下（法律出版社、1990年）。
  - \*5 以下の考察では、同上、馬結著の他に、欧陽涛主編『社会治安綜合治理概論』16－29頁（法律出版社、1989年）、韓廷龍主編『中華人民共和國法制通史 下』690頁以下（中共中央党校出版社、1998年）、木間正道／鈴木賢／高見沢磨／宇田川幸則『現代中国法入門 [第4版]』41頁以下（有斐閣、2006年）他を参照。
  - \*6 所謂「四つの近代化」は、鄧小平の主張した「四つの基本原則」（社会主義の道、共産党の支配、プロレタリア独裁、マルクスレーニン主義）を基礎にしている。
  - \*7 現代中国における基本法令の成立史を簡単に知るには、前出注5の木間正道／鈴木賢／高見沢磨／宇田川幸則『現代中国法入門 [第4版]』の付録に収載されている年表が便利である。

- \*8 閔海庭主編『中国近現代政治發展史稿』306頁以下、特に312頁以下（北京大学出版会、2000年）。紛争に教育と厳罰を以って対応するという考えには、「二つの矛盾」論が基礎となっていると考えられる。高見澤磨『現代中国の紛争と法』177頁以下（東京大学出版会、1998年）
- \*9 「实事求是」の由来については、唐木圀和『中国經濟近代化と体制改革』10頁以下（慶應義塾大学出版会、2007年）を見よ。さらに、現在の中国においては、「实事求是」が自己利益、個人的利益の追求に変質していることについては、Peter Howard Corne, *Foreign Investment in China*, p.34, Hong Kong U. P., 1997.
- \*10 前出注5、韓廷龍主編『中華人民共和国法制通史 下』691頁以下。
- \*11 前出注8、閔海庭主編『中国近現代政治發展史稿』313頁以下。
- \*12 中共福建省委政法委員会、中共福建省委政策研究室編『社会治安綜合治理政策法规匯編』174-177頁（群衆出版社、1992年）。
- \*13 前出注4、馬結『中国社会治安綜合治理研究』27頁。
- \*14 前出注12、中共福建省委政法委員会、同政策研究室編『社会治安綜合治理政策法规匯編』546-552頁。
- \*15 同上、1-4頁、42-45頁、46-51頁。
- \*16 「中共中央关于加強政法工作的指示」（1982年1月13日）。同上、5-8頁。
- \*17 「単位」制度については、簡単には、前出注1の家近亮子・唐亮・松田康博編著『5分野から読み解く現代中国』154-155頁、前出注5の木間正道／鈴木賢／高見沢磨／宇田川幸則『現代中国法入門〔第4版〕』210-211頁。
- \*18 「关于嚴正嚴重危害社会治安的犯罪分子的決定」及び「关于迅速審判嚴重危害社会治安的犯罪分子的程序的決定」。人民出版社編輯部編『中共十一届三中全会以来大事記』122-123頁（人民出版社、1998年）。
- \*19 前出注4、馬結『中国社会治安綜合治理研究』97頁以下。
- \*20 同上、馬結、99頁以下。尚、犯罪論に関するマルクスレーニン主義による一般論として、前出注5、欧陽涛主編『社会治安綜合治理概論』31頁以下。
- \*21 この「社会主義初級段階論」は87年10月の中共13全会において定式化された。その性格については、前出注5、木間正道／鈴木賢／高見沢磨／宇田川幸則『現代中国法入門〔第4版〕』46頁以下を参照せよ。
- \*22 中国における「専制支配」の歴史的重みについては、湯浅超男『「東洋的専制主義」の今日性』（新評論、2007年）も参照せよ。
- \*23 浩如「略論綜合治理」25頁、法学研究、1982-3。唐琮瑶「社会治安的“四道防線”」44頁、法学研究、1985-1。
- \*24 前出注6を見よ。
- \*25 中央社会治安綜合治理委員会辦公室編『社会治安綜合治理講話』87頁以下（法律出

版社、1992年)。前出注4、馬結『中国社会治安綜合治理研究』9頁以下。前出注5、欧陽涛主編『社会治安綜合治理概論』326頁以下。

- \*26 前出注23、浩如「略論綜合治理」。唐琮瑤「社会治安的“四道防線”」。同上、中央社会治安綜合治理委员会辦公室編『社会治安綜合治理講話』103頁以下。
- \*27 エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』87頁（岩波文庫、1965年）。
- \*28 前出注23、浩如「略論綜合治理」、唐琮瑤「社会治安的“四道防線”」。
- \*29 同上、浩如「略論綜合治理」。
- \*30 前出注5、欧陽涛主編『社会治安綜合治理概論』190頁以下。
- \*31 學術面で、例えば、1989年10月に開催された學術討論会や、又李沢厚の活躍などが挙げられる。前者については、中国孔子基金会編『孔子誕辰2540周年紀年与學術討論会論文集 上中下』（上海三聯書店、1992）がある。
- \*32 op.cit., Corne, p.35f. Corneは、家族や関係が重視された伝統的家族主義は社会責任に結びつかず、一方共産党による家族主義破壊の歴史は、他の儒教的価値、特に主知主義を弱めた。その結果、孔子の復興も、法価値の内面化にはつながらず、却って家族や縁故の存在で法の浸透が困難となった、と指摘している。
- \*33 陳金釗『法治与法律方法』3-19頁（山東人民出版社、2003年）。
- \*34 同上、3-7頁。
- \*35 同上、10頁。
- \*36 同上、7-10頁。
- \*37 同上、10-15頁。
- \*38 同上、11頁。
- \*39 同上、11-13頁。
- \*40 同上、14頁。
- \*41 同上、14頁。
- \*42 鄧正来『中国法学向何処去』第1章第2節、第3節（商務印書館、2006年1月）、拙訳「中国法学はどこに向かうのか？ 上」地域政策科学研究、No. 5（2008年、2月）。又、前出注5、木間正道／鈴木賢／高見沢磨／宇田川幸則『現代中国法入門 [第4版]』第4版序ii頁。
- \*43 op.cit., Corne, p.42.
- \*44 op.cit., Corne, p.41f.
- \*45 op.cit., Corne, pp.33-42.
- \*46 孔子・儒学の復興については、前出注31を見よ。経済政策の展開については、前出注9、唐木岡和『中国経済近代化と体制改革』を見よ。但し、同書の9章後半以降は江沢民体制以後を対象としているので、これまた本稿の視野から外れる。
- \*47 op.cit., Corne, p.33.

- \*48 Ibid..
- \*49 op.cit., Corne, p.35.
- \*50 op.cit., Corne, p.36.
- \*51 op.cit., Corne, p.37f..
- \*52 80年代半ばからの労働制度の改革措置については、前出注5、木間正道 / 鈴木賢 / 高見沢磨 / 宇田川幸則『現代中国法入門 [第4版]』209頁。
- \*53 同上、木間正道 / 鈴木賢 / 高見沢磨 / 宇田川幸則『現代中国法入門 [第4版]』260頁以下。
- \*54 op.cit., Corne, p.39f..
- \*55 op.cit., Corne, p.34.
- \*56 op.cit., Corne, p.40ff..
- \*57 前出注42、鄧正来『中国法学向何处去』68-69, 72頁、拙訳、203, 205頁。
- \*58 古代中国については、前出注3、拙著『中国古代礼法思想の研究』を参照せよ。
- \*59 同上、拙著『中国古代礼法思想の研究』第1章第1節、第4章。
- \*60 前出注8、関海庭主編『中国近現代政治発展史稿』315頁以下。